

- 「国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策」を踏まえ、土木工事安全施工技術指針を改定。
- そのほか、各種関連法令の改定・通達等に伴う改定。

土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

主な改定内容(抜粋) ※朱書太字が修正箇所

①「国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策」を踏まえた改定

第7節 異常気象時の対策

2. **防災気象情報等**の収集と対応

- (1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に**防災気象情報等**の入手に努めること。

なお、防災気象情報等の確認にあたっては、広域的に確認すること。

3. 作業の中止、警戒及び各種点検

- (1) **防災気象情報等※を踏まえ、作業の中止を判断すること。**

※防災気象情報等：気象庁、河川・防災部局等が発表する警報等、市町村が発令する避難情報を指す

②各種関連法令の改定・通達に伴う改定

第8節 **地震を受けた地域における工事の対策**

1. **土砂崩壊災害防止対策**

- (1) **地山の掘削を伴う工事の施工にあたっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、地震発生以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。また、必要に応じて、地質の専門家の意見も踏まえながら、工事の安全性に関するリスクを把握すること。**